

第8次栽培漁業基本計画の概要

目的

重要資源の維持・増大を実現するため、栽培漁業について令和8年度を目標とした指針及び指標を定め、栽培漁業の計画的かつ効率的な推進を図る。

計画期間

令和4～8年度
(五か年)

対象種

トラフグ、ヒラメ、カサゴ、オニオコゼ、クエ、クルマエビ、ガザミ（C1、C3）、アワビ類、アカウニ、マナマコ

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

(1) 推進体制（魚種の生態特性に応じた推進体制）

- 定着性種：アワビ、カサゴ等については、各地域栽培漁業推進協議会や地域の種苗生産機関を核として、地域栽培漁業推進基金等を活用し地域ごとに放流を推進
- 沿岸性種：クエ等については、各地域栽培漁業推進協議会が連携し、放流場所やサイズ等の統一による効率的な放流を推進
- 広域性種：トラフグ等については、広域プランに基づく関係県と連携した放流を推進、海域栽培漁業推進協議会等において、種苗放流に係る受益に見合った費用負担を検討

(2) 対象種の重点化

- 対象種重点化：地域の需要はもとより種苗放流による資源造成効果が高く、資源の維持・増大が見込める魚種に重点化

(3) 種苗生産

- 生産技術開発：生産上の課題が残されている魚種の生産技術や防疫技術の開発
- 種苗生産体制：県内外の種苗生産機関間の連携推進による共同生産体制の構築、栽培漁業対象種の資源状況や漁業者ニーズを踏まえた県栽培漁業センターの長期的な運営方針を検討
- 生産技術移転：技術が確立した魚種については、県内種苗生産機関への技術移転と機関相互の情報の共有化を推進

(4) 種苗放流

- 放流手法の最適化：漁業者が放流効果を実感できる規模を基本とし、漁獲管理も考慮した種苗放流数の検討と最適な放流手法による資源の維持・増大

(5) 育成・管理

- 漁獲管理との連携：稚魚段階での漁獲の抑制や親魚の獲り残し等の漁獲管理との一体的かつ効率的な取組を推進
- 増殖場整備等との連携：産卵・育成場となる増殖場の整備、磯焼け海域における藻場造成等と連携した取組を推進

(6) 放流効果の把握・検証

- 調査体制：定着性種・沿岸性種は漁協や各地域栽培推進協議会が、広域性種は関係県が連携して標識放流により放流効果を把握
- 放流効果検証：長崎県資源管理方針で定めていく魚種ごとの目標とする資源水準に基づき効果を検証し、目的を達成した魚種は漁獲管理措置への移行等を検討
- 再生産効果の解明：DNA情報を用いて親子関係を判別する技術により再生産効果を解明

(7) 種苗生産施設の整備

- 施設整備の検討：安定的な運営ができる施設は整備を推進、将来の見通しが難しい施設は、養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行を検討
- 県栽培漁業センター整備：長期的な運営方針に基づく施設整備を検討

- 第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類（10種）
- 第3 水産動物の種類ごとの種苗放流数量の目標
- 第4 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

〔R8年度の各種目標〕

	種苗放流数	種苗の大きさ	種苗生産技術水準	技術開発段階※
とらふぐ	230千尾	全長 70 mm	対象種ごとの技術開発等の課題の解決	F
ひらめ	450千尾	全長 80 mm		F
かさご	1,280千尾	全長 60 mm		F
おにおこぜ	100千尾	全長 60 mm		E
くえ	220千尾	全長 150 mm		E
くるまえび	1,450千尾	全長 40 mm		F
がざみ（C1）	2,000千尾	全甲幅長 5(C1) mm		E
がざみ（C3）	870千尾	全甲幅長 10(C3) mm		F
あわび類	810千個	殻長 25 mm		F
あかうに	510千個	殻径 15 mm		F
まなまこ	1,000千個	体長 10-15 mm		E

※符号は、技術開発の段階を次のとおり分類で表したものである。

- A：新技術開発期（種苗生産の基礎技術開発を行う。）
- B：量産技術開発期（種苗生産の可能な種類について量産技術の開発を行う。）
- C：放流技術開発期（種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流効果を得る上で最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。）
- D：事業化検討期（対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。）
- E：事業化実証期（種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。）
- F：事業実施期（持続的な栽培漁業が成立する。広域性種については共同放流体制の構築を含む。）

第5 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項

(1) 調査体制構築

- 放流実施者による放流後の成育状況や再捕状況の把握および各関係機関との連携

(2) 放流後の育成、採捕状況等の把握に関する具体的事項

- 標識放流の実施
- 放流結果や効果調査等に係る内容を関係機関に報告
- 県の指導の下、放流効果を検証

第6 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

(1) 関係機関との連携

- 国、水産研究・教育機構、全国豊かな海づくり推進協会との連携による技術水準向上、各地域栽培推進協議会、種苗生産機関等への技術普及

(2) 技術の普及と指導

- 総合水産試験場及び水産業普及指導センターによる技術の普及や放流効果のモニタリングに係る指導の推進

(3) 県民への普及と理解

- 水産資源の維持・増大による水産物の安定供給や生態系保全等の栽培漁業の公益性に関する県民への普及と理解